

# いじめ防止基本方針



～全ての生徒が安心して学校生活を送るために～

## 生徒、保護者、関係の皆様へ

五中では、「自ら考え判断できる人になろう」「心身ともにたくましい人になろう」「心豊かな思いやりのある人になろう」「互いに協力し創造できる人になろう」を学校教育目標にかかげ、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒にとって居心地の良い学校になるよう教育活動を推進しています。

いじめは、被害を受けた生徒にとって、教育を受ける権利が侵害されるばかりではなく、心と体の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものです。生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れもあります。

居心地の良い学校づくり、早期発見、素早くチームで対応することで、生徒の人権と人格の尊厳を守り抜きます。

そのために、この「いじめ防止基本方針」を定め、五中のすべての生徒が安心して学校生活を送れるようにします。

この基本方針には、いじめの防止、早期発見と解決までの方針など、学校の役割と責任を定めています。中には学校だけではなく、生徒をはじめ、保護者、関係の皆様にも願うことも含まれています。この内容を理解し、いじめのない五中をつくっていきましょう。

令和5年4月



国分寺市立第五中学校

## 目 次

1	いじめ問題に対する基本的な考え方	2
(1)	いじめとは	
(2)	いじめの基本認識	
(3)	いじめの構造	
2	いじめの未然防止	3
(1)	いじめを生まない学級と授業	
(2)	教師の人権感覚を高める	
(3)	教師の指導技術を磨く	
(4)	生徒の人権感覚を育む ～道徳教育の重要性～	
3	いじめの早期発見	4
(1)	いじめの発見経路	
(2)	いじめ発見の点検項目	
(3)	いじめの発見が遅れる原因	
(4)	早期発見のための手立て	
(5)	相談しやすい環境を整える	
(6)	「STOPいじめ！国分寺五カ条」等を具現化する	
4	いじめ発生時の対応	7
(1)	いじめ対応の基本的な流れ	
(2)	事実の確認事項	
(3)	犯罪行為の有無と程度の確認	
(4)	いじめられた生徒（被害生徒）・保護者に対する対応	
(5)	いじめた生徒（加害生徒）・保護者に対する対応	
(6)	周囲の生徒たちに対する対応	
(7)	継続した指導	
5	インターネット上でのいじめへの対応	10
(1)	インターネット上のいじめとは	
(2)	インターネットの特殊性による危険	
(3)	家庭との連携	
(4)	情報モラル教育	
(5)	書き込みや画像の削除に向けて	
(6)	国分寺子どもEルール	
6	いじめ防止対策委員会の設置	
(1)	目的	
(2)	構成員	
(3)	役割	
(4)	定例会及び緊急招集	
7	いじめ防止のための年間行動計画	14
(1)	月別年間行動計画	
(2)	年間を通して実施すること	
8	重大事案発生時の関係機関との連携	15
(1)	国分寺市教育委員会との連携	
(2)	小金井警察署との連携	
(3)	警視庁少年センターとの連携	

# 1 いじめの基本的な考え方

## (1) いじめとは

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法 第2条で「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

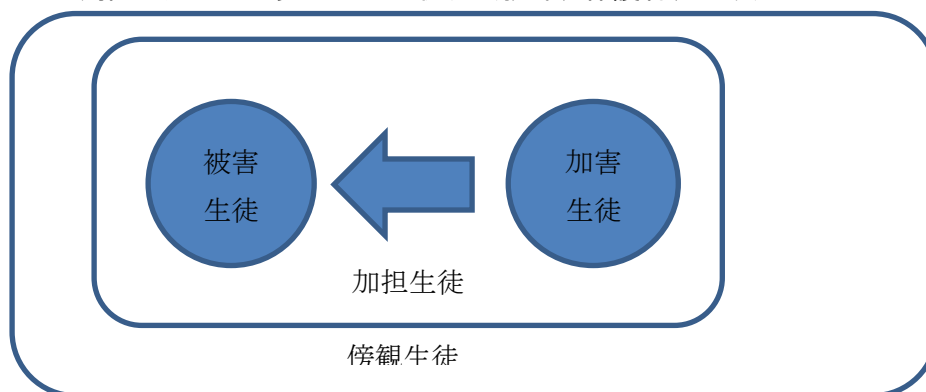
また、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行うことが示されています。（文部科学省）

## (2) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの社会にも起こり得るものです。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。
- ③ いじめは、大人には気付にくいところで行われることが多く、発見されにくいものです。
- ④ いじめる生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させます。
- ⑤ いじめられている生徒を徹底して守り通し、いじめによって被る不利益がないようにします。
- ⑥ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っています。
- ⑦ いじめは、その行為によっては暴行、恐喝、強要等の刑事事件として扱われることがあります。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっています。
- ⑨ いじめの防止は、教師が人としてのお手本を示し、きちんと指導していくことが問われています。
- ⑩ いじめの防止は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが必要な問題です。

## (3) いじめの構造

周囲の大人には見えにくい状況（教師、保護者、地域）



被害生徒・・・一人の場合が多い

加害生徒・・・複数の場合が多い

加担生徒・・・直接手を出すことはないが、はやし立てるなど

傍観生徒・・・見て見ぬふりをする ※ いじめに加担しているという自覚をもたせる

周囲の大人・・・見えにくい状況 ※ いち早く気付くことが大切

## 2 いじめの未然防止

### (1) いじめを生まない学級と授業

- 学校で起きるいじめの多くは、「授業中なんとなくざわざわしている」という状態の学級から発生します。そこで、学校は規律があり、生徒一人一人が大切にされ、分かる授業を行うことが重要です。
- そのために、教師の研ぎ澄まされた人権感覚を基盤に、指導技術を高め、より良い生徒集団（学年、学級、部活動など）と居心地の良い学級をつくっていくことがいじめの防止の鍵となります。

### (2) 教師の人権感覚を高める

- 教師の人権感覚とは  
学校生活の中で、生徒による人権上問題のある言動を目にしたとき、「それはまずいよ」と思う感性であり、そのような言動を行った生徒に対してその場で注意できる姿勢です。
- 教師の人権感覚と生徒の人格形成  
生徒は、日頃の教師の言葉遣いや態度から人間としての生き方を学んでいきます。したがって、教師の人権感覚は、生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすことを自覚していかなければなりません。
- 生徒を呼ぶとき、通常は「さん」や「くん」を付けて生徒を呼びます。

### (3) 教師の指導技術を磨く

教師は、いくら高い人権感覚をもっていても、教師としての専門技術を発揮できなければ、生徒は落ち着かなくなり、いじめを生み出す原因となってしまいます。その指導技術とは次の3点です。

- ① 生徒をきちんと掌握し、難しいことを分かりやすく教え、やる気をもたせる学習指導
- ② 生徒の人格を尊重しながらも、行為については厳しく公平に、あるべき姿へと導く生活指導
- ③ 目標を示し、生徒に役割を与え、その中でひとりひとりの生徒の良さを引き出す学級指導

### (4) 生徒の人権感覚を育む ～道徳教育の重要性～

生徒の人権感覚を育てるには、家庭と学校が連携していくことが大切です。基本は家庭教育ですが、学校教育では計画的に人権感覚を育む必要があります。

- 人としてよりよく生きるための道徳教育  
道徳の授業をはじめとする道徳教育によって、人としての「気高さ」、「心遣い」、「やさしさ」に触れ、生徒一人一人が自律心と自己有用感をもって生きることができるようになります。
- 東京都人権施策推進指針（平成27年8月）に示す人権課題である「女性」、「子供」、「高齢者」、「障害者」、「同和問題」、「アイヌの人々」、「外国人」等について年間を通して取り上げていきます。

## 3 いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、いじめという行為を許さない学校づくりを進めます。そのために、生徒が発する小さな兆候（サイン）を見逃さないようにし、生徒の表面的な行動に惑わされることなく小さな心の変化に注意し、違和感を敏感に察知しなければなりません。また、この兆候は家庭でも現れることもあり、家庭と学校の連携を図ります。

### (1) いじめの発見経路

- ① 本人の訴え
- ② 教師等による発見（学級担任、教科担任、顧問、養護教諭、事務職員等）
- ③ 他者からの情報提供（生徒、保護者、地域、関係機関等）
- ④ 積極的な発見努力（生徒アンケート、いじめ通告ポスト、生徒面談等）

### (2) いじめ発見の点検項目

#### 1 表情

- 笑顔がなく沈んでいる
- ぼんやりとしていることが多い
- 視線をそらし、合わそうとしない
- ふさぎ込んで元気がない
- 周囲を気にし、おどおどしている
- 感情の起伏が激しくなる
- 一人でいることが多くなる

#### 2 身体・服装

- 体に原因不明の傷やあざがある
- けがの原因を曖昧にする
- 登校時に体の不調を訴える
- 夜眠れなく睡眠不足になる
- 衣服が破れていたりする
- 衣服が汚れていたりする
- 衣服に靴の足跡が付いている

#### 3 持ち物・金銭

- かばんや靴などが隠される
- ノートや教科書に落書きがある
- 机やいすに落書きなどがある
- 作品・展示物にいたずらされる
- 必要以上のお金をもっている

#### 4 言葉・行動

- 口数が少なくなり一人でいる
- 登校渋りや忘れ物が増える
- 教室や保健室の近くにいる
- 人の嫌がる仕事をしている
- 携帯電話の着信に敏感になる

#### 5 交友関係

- 不快に思う呼ばれ方をする
- グループ活動の仲間に入れない
- 特定のグループと行動を共にする
- 遊びの中で嫌な役を負わされる
- よくトラブルがおこる

#### 6 教師・保護者との関係

- 教師と視線を合わせなくなる
- 教師との会話を避けるようになる
- 家庭の中の会話が減る
- 親が問いかけても「別に」と答える
- 食欲がなくなる



### (3) いじめの発見が遅れる原因

- ① いじめは大人の見えないところで行われている  
大人の目につかない時間や場所での証拠の残らない無視や誹謗・中傷、あそびやふざけ合いの中で行われる、加害者と仲が良いように見せかけるなどがあります。
- ② いじめられている本人からの訴えが少ない  
いじめられている生徒には、親に心配かけたくない、いじめられている自分はだめな人間だ、訴えても大人は信用できない、仕返しが怖いなどの気持ちがはたります。
- ③ インターネット上でのいじめは最も見えにくい  
インターネット上でのいじめは学校ではほとんど見えません。家庭で、携帯電話などの着信に敏感になった場合、いじめにあっている可能性があり、内容を確認するよう保護者に伝え依頼します。

### (4) 早期発見のための手立て

- ① 日々の生徒観察 ～生徒がいるところには教師がいる～  
授業と授業の間の10分間、昼休み、放課後の清掃時間などの機会に、生徒たちの様子に目を配ります。生徒がいるところに教師がいるということは、いじめの早期発見に効果があります。また、いじめを発見した時に教師に知らせたり、相談したりする方法を掲示します。
- ② 観察の視点 ～集団の中の人間関係を把握する～  
学年や学級の中にどのような集団（生徒のグループ）があり、その集団の中の人間関係がどうかを把握します。その中で、不適切な関係やいじめにつながる言動が見られた場合は、まずい点を理解させ、適切な関係になるよう指導します。
- ③ 掲示物や個人連絡ノートを活用する ～発見者が知らせやすい仕組みをつくる～  
いじめられている生徒は、自分から訴えることがなかなかできません。でも、いち早く先生に気づいてもらい助けてほしいのです。そこで、いじめを発見した生徒が、各自に配布されている連絡ノートに記入し、相談できる体制を確立するとともに、相談する方法を教室や廊下に掲示します。
- ④ 教育相談 ～気楽に相談できる雰囲気づくり～  
日常の学校生活の中で教師の声かけなど、生徒たちが気軽に相談しやすい環境をつくるとともに、学年ごとにいじめの相談窓口となる教師を決めます。また、スクールカウンセラーや養護教諭など学校全体の窓口となる教員も決めます。
- ⑤ いじめ実態調査の実施  
国分寺市教育委員会と連携して、いじめ実態調査を学期ごとに実施します。アンケートで寄せられた内容については、すべて記入した生徒に確認をして実態を把握し、すぐに指導に移せるようにします。ただし、アンケートはあくまでも発見のための手立ての一つであるという認識も必要です。

## (5) 相談しやすい環境を整える

生徒たちが、教師や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気のいることです。いじめている側から「告げ口した」と言われて、いじめが助長されたり、新たないじめの標的になる可能性もあります。また、このような結果になってしまえば、教師への不信感が募り、よりいじめの発見が困難になります。

### ① 本人からの訴えには

- 教師は、「よく言ってくれたね、全力で守るよ」という姿勢を貫きます。保健室や相談室など一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の気持ちを第一に考えながら、物理的に安全の確保を行います。
- 疑いをもつことなく、事実関係の把握を無理なく急ぐことなく、本人の気持ちを丁寧に傾聴します。

### ② 周囲の生徒からの訴えには

- いじめを訴えてくれたことにより、その生徒が新たないじめの標的とならないよう、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えをしっかり受け止めます。
- 訴えてくれた勇気を讃え、情報の発信源は絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。

### ③ 保護者からの訴えには

- 本人からの訴えと同様、「お子様を全力で守り抜きます」という姿勢を示し、具体的な方法を提示します。その上で、保護者の訴えや気持ちをていねいに傾聴します。
- 「お子さんにも原因がある」という言い方は絶対に避けます。
- 保護者の訴えに対して、事実関係の確認も含めて具体的な対応方法を提示して、理解を得たうえですぐに行動に移していきます。
- 保護者がいじめに気付いた時には、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく必要があります。
- 信頼は問題が起こっていない時にこそ築くことができます。日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡します。

## (6) 「STOPいじめ！国分寺五カ条」等を具現化する

平成25年度 国分寺市いじめ防止 児童会・生徒会フォーラムで採択された、「STOPいじめ！国分寺五カ条」の理念が、学校生活の中で生徒一人一人の勇気ある行動に結びつくように、生徒会活動の充実に努めます。

- ふだんから自分がされていやなことはしない
- いじめを見付けたら、勇気をもって注意しよう
- 困っている人がいたら、手をさしのべよう
- みんなでさそい合って、仲良くしよう
- 明るくあいさつやあたたかい言葉で友達の輪を広げよう

## 4 いじめ発生時の対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなくすぐに対応します。その際、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行います。教師が一人で抱え込まず、いじめ対策委員会を招集して、組織的に対応します。また、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

### (1) いじめ対応の基本的な流れ

#### ① いじめ情報の入手

- 「いじめ防止対策委員会」を招集する
  - ※ 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

#### ② 正確な実態把握

- いじめられた生徒を守る体制をつくる
  - ※ 登下校、休み時間、清掃時間、放課後
- 被害者、加害者、周囲の生徒から聞き取りを行う
- 個別に、同時間帯に、他の生徒の目に触れないよう配慮する
- 聞き取り情報を元に客観的事実を把握する
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する

#### ③ 指導体制、方針の決定

- 国分寺市教育委員会へ報告する
- 被害生徒を保護・支援するとともに加害生徒への指導方針について決定する
- 双方の保護者への連絡と立会いについて検討する
- 警察、関係機関との連携について検討する
  - ※ 緊急性、重大性、犯罪性の程度に応じて判断
- その他、必要な事項について協議を行う

#### ④ 生徒への支援・指導

- 被害生徒に対する支援を行う
  - ※ 守り抜く姿勢、解決までの道筋
- 加害生徒に対する指導を行う
  - ※ 相手の心の痛み、犯罪性、責任の取り方、謝罪方法等
  - ※ いじめ行為に至った心情の理解と再発防止に向けて

#### ⑤ 保護者との連携

- 双方の保護者へ事実と今後の方針を伝える
- 生徒間の謝罪と誓約の場に立ち会うよう要請する
- 双方の保護者同士の連携の必要性を伝える
- 状況に応じて、被害届の提出、損害賠償請求の意思確認を行う

#### ⑥ 今後の対応

- 継続的な見守りと支援、学級・学年への全体指導等を行う



## (2) 事実の確認事項

いじめの訴えに対しては、訴えてきた人の気持ちを大切にしながら、状態の把握に努める。

- 誰が誰をいじているのか? . . . . . (加害者と被害者の確認)
- いつ、どこで起こったのか? . . . . . (時間と場所の確認)
- どのような内容で、どのような被害を受けたのか? . . . . . (内容と被害)
- いじめのきっかけは何か? . . . . . (背景と要因)
- いつごろから、どのくらい続いているのか? . . . . . (期間と頻度)

## (3) 犯罪行為の有無と程度の確認

いじめの内容によっては、法律（刑法等）にふれるものもあります。いじめられている生徒を守り通す姿勢を貫くためには、それは「犯罪行為」にもつながる可能性があるということを伝え、毅然とした対応を取ります。

- ① ひやかしかからかい、悪口や脅し文句 . . . . . 脅迫、名誉棄損、侮辱
- ② ぶつけられる、叩かれる、(けがをさせられ) . . . . . 暴行・(傷害)
- ③ お金や物をたかられる . . . . . 恐喝
- ④ お金や物を盗られたり、壊されたり、捨てられたりする . . . . . 窃盗、器物破損
- ⑤ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強制される . . . . . 強要
- ⑥ 性的にいやなことをされる . . . . . 強制わいせつ
- ⑦ パソコンや携帯電話で嫌なことをされる . . . . . 名誉棄損

## (4) いじめられた生徒（被害生徒）・保護者に対する対応

### ① 生徒に対して

- 事実確認とともに、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- 「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝えます。
- 解決までの道筋を示し、安心感を与えます。
- その生徒にとって信頼できる教師、友人、家族と連携し支える体制をつくります。
- 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるようにします。

### ② 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- 学校の指導方針を伝え、今後の方針について確認し合います。
- 保護者の不安、辛い気持ちを共感的に受け止めます。
- 犯罪被害を受けた場合は、警察など関係機関との連携について話し合います。
- 加害生徒およびその保護者による謝罪と誓約の会の開催について話し合います。

## (5) いじめた生徒（加害生徒）・保護者に対する対応

### ① 生徒に対して

- いじめは、相手の人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させます。
- 被害生徒およびその保護者への謝罪、今後の誓約を行い、損害を与えた部分については、加害生徒の保護者とともに最大限の誠意を尽くすよう指導します。
- いじめの緊急性、重大性に応じて、加害生徒に対して別室指導や出席停止制度を活用して、被害生徒が落ち着いて教育をうける環境を確保します。
- 重大な犯罪行為については、小金井警察署と連携して対応します。
- 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要な指導や支援を行います。
- 交友関係、学習・進路、家庭の悩みなどの不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、適切な行動が取れるように指導します。

### ② 保護者に対して

- 事実確認後ただちに、保護者に連絡を取り、事実関係及び学校の指導方針を伝え、今後の対応について伝えます。
- 被害生徒・保護者の不安や辛い気持ちを伝え、より良い解決が図れるようにします。
- 重大な犯罪行為があった場合は、警察とも連携し毅然と対応することを伝えます。
- 被害生徒およびその保護者に対する謝罪と誓約の会の開催について話し合います。

※ 保護者によっては、「いじめられる側にも理由があるだろう」、「学校がきちんと対応していれば・・・」、「日頃の教師の言葉遣いや生徒を見下した姿勢がいじめを助長しているのではないか」、「ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか」などのような言葉が発せられます。保護者との日頃からの連携や教師の言動や態度には気を付ける必要があります。

## (6) 周囲の生徒たちに対する対応

- 当事者だけの問題ではなく、学級、学年、学校全体の問題としてとらえます。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年、学校全体に示します。
- はやし立てる、観て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。

## (7) 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行います。
- 双方の生徒の良さを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的な関わり方をし自信をもたせます。
- 双方の生徒に対し、心理士や関係機関との連携により心の安定を図ります。
- 本件を教訓に、日常の指導体制の見直しを行い、いじめ防止の取組みを強化します。

## 5 インターネット上でのいじめへの対応

保護者や教師は、インターネットの特殊性による危険を十分に認識する必要があります。まず、保護者は子供の持っている情報通信機器の仕様とその影響に対して監督責任を負います。学校は、インターネットの正しい使い方について、被害者や加害者にならないための具体的注意について、指導する義務を負います。

一旦、被害が発生した場合は、学校と保護者が連携し、投稿された書き込みや画像等を削除するとともに、事案によっては、警察や情報通信の専門家と連携し対応していきます。

### (1) インターネット上のいじめとは

情報通信機器（パソコン、携帯電話、スマートフォン等）を利用して、特定の生徒の誹謗中傷、不適切な画像の投稿、電子メールでの脅迫などによりいじめを行うものです。まずは、インターネット上にどのような開設所（サイト）があり、どのようないじめが行われているのかを理解する必要があります。

- ① 電子メール・・・誹謗中傷や脅迫的な文章を直接送り付ける。不適切な内容の文書を送信し、不特定多数の相手に転送を強要する。
- ② 個人掲示板・・・ブログ（ウェブ・ログ）と呼ばれ、日記のように自由に書き込んだり、それに対するコメント（投書）もできるため、第三者の悪口が書き込まれ、不特定多数の人が閲覧できてしまう。
- ③ 学校裏サイト・・・非公式の学校ホームページを開設し、学校関係者の悪口などを書き込む。
- ④ 会員制交流・・・SNSと呼ばれ、会員に登録したものが交流ができる。この中でやりとりが現実の世界にも影響し、殺人事件に発展した事例もある。また、会員登録の承諾をめぐっていじめに発展する場合もある。
- ⑤ 動画投稿・・・誰もが自由に動画を投稿できる。いじめている場面を撮影し、それをそのまま投稿してしまった事例もある。
- ⑥ 短文発信・・・匿名で、不特定多数の人につぶやくように発信し、悪口などが発信されてしまうことがある。

### (2) インターネットの特殊性による危険

- ① 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者は、周囲のみんなが自分を誹謗中傷していると思うなど、心理的衝撃が大きい。
- ② 安易に掲載された個人情報や画像は、加工が容易にできることから、誹謗中傷に悪用されやすい。
- ③ 投稿された画像に位置情報が添付されている場合は、自宅が特定されたり、利用者の個人情報が流出したりする。
- ④ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に拡散されたり、悪用されたりする危険性がある。

### (3) 家庭との連携

情報通信機器は、家庭で与えている物であり、学校での指導には限界があります。家庭における情報通信機器の管理や指導について、保護者と緊密に連携・協力していきます。

#### ① 家庭における未然防止

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等の管理責任は家庭にあります。携帯電話をもたせる必要性について慎重に検討し、もし持たせるのであれば、フィルタリング（機能制限）だけでなく、家庭における使用のきまりづくりを促します。
- インターネットへの接続は、危険な空間の入り口に立っているという認識、知らぬ間に利用者の個人情報流出してしまう可能性があるという認識をもたせることも必要です。
- インターネット上のいじめは、他のいじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えるという認識をもたせることが必要です。

#### ② 家庭における早期発見

- 保護者は、親権者として子供の通信記録を閲覧する権限をもっています。不適切な内容の送受信記録の有無について定期的に確認し、不適切なものを発見した場合には、すぐに学校や専門機関等に相談することが必要です。このことは、情報通信機器を子供に与える際に基本的な約束として確認しておくことが大切です。
- お子様が悪く隠れて頻りにメールを見たり、表情の異変が現れた時には、内容を確認し、必要に応じて学校や専門機関等に相談してください。

### (4) 情報モラル教育

学校では、様々な機会をとらえて情報モラルに関する指導を行います。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをしても、IPアドレスによりどの機器で発信したかが特定できること  
※ IPアドレス=Internet Protocol Address（通信端末識別番号）
- 爆破予告などはいたずらのつもりであっても、刑事事件として捜査対象とされること
- 情報空間には、違法な情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、被害者の自殺だけではなく、殺人などの重大犯罪につながる
- 一度流出した情報は、半永久的に回収が不可能であること
- 進学や就職の際、応募者の過去の不適切な投稿が検索にかけられる場合もあること
- 個人情報の流出や誹謗中傷など安易な投稿が、多額の損害賠償金が発生すること

## (5) 書き込みや画像の削除に向けて

万一、不適切な書き込み等を発見した場合は、次の手順で内容の削除に向けての相談等を行います。

- ① 書き込み内容を確認する。
  - 掲示板のアドレス（接続先）を記録
  - 書き込み内容や画像を印刷（携帯電話の場合はスクリーンショットで記録）
- ③ 削除を依頼する。
  - 投稿者が分かっている場合は、保護者に削除依頼する
  - 投稿者が分からない場合は、掲示板の管理人に削除依頼する
  - 管理人と連絡が取れない場合は、プロバイダー（その掲示板を提供している会社）に削除依頼する
- ④ 削除依頼をしても削除されない場合、また、管理人や提供会社への削除依頼方法が分からない時は、小金井警察署、東京法務局立川出張所（電話 042-524-2716）、法務省「インターネット人権相談窓口」<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>などに相談し、削除依頼する。
- ⑤ チェーンメール（不幸の手紙）は、架空の者であり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないので、絶対に転送しない。転送すれば、自分も加害者の一人になってしまうことになる。どうしても心配な場合は、下記に転送する。  
日本データ通信協会メール相談センター  
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

## (6) 国分寺子どもEルール

平成26年11月8日、国分寺市いじめ防止児童会・生徒会フォーラムで検討された、携帯電話などの使い方におけるマナーを啓発するためにできたルールです。

- ① 電子メールや交流機能（SNS）の使い方に関すること
  - 人の悪口は、書かない
  - 個人情報（氏名、住所、電話番号、写真など）は、書かない
  - 発信する情報に責任をもつ
- ② 時間に関すること
  - 家族と相談して使う時間を決めよう
  - 本当に必要な時だけ使うようにしよう
- ③ マナーに関すること
  - 家族や友達と話している時はさわらないようにしよう
  - 公共の場で迷惑にならないようにしよう（図書館、病院、電車の中など）
  - 歩いたり、自転車に乗ったりしながら使わない



## 6 いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、問題行動の未然防止・早期対応・解決に向けた対策を講ずることを目的とする。

### (2) 構成員

校長、副校長、生活指導主任、学年主任および養護教諭を常任委員とし、必要に応じてスクールカウンセラー、社会福祉司、関係機関職員等が加わり、専門的見地からの指導・助言を得るものとする。

### (3) 役割

- ① 日常の生徒観察、毎週行われる運営委員会(いじめ防止対策委員会を兼ねる)における情報交換および定期的ないじめ調査により、いじめの早期発見・情報の共有に努められるよう校内の仕組みを整える。
- ② いじめに関する情報を得た場合は、被害生徒の心情をくみ取りながら事実確認を行えるよう速やかに対策を講じる。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、被害生徒およびその保護者に対する支援、加害生徒及びその保護者に対する指導・助言を継続的に行えるよう対策を講じる。
- ④ 被害生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 保護者間の争いが起きることのないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ⑥ 関係生徒および保護者の心理的支援、福祉面での支援が必要な場合は、スクールカウンセラー、児童福祉司、関係機関職員等の指導・助言を得る。
- ⑦ いじめの内容が、暴行、傷害、恐喝、強要、窃盗、名誉棄損等犯罪行為にあたる場合は、小金井警察署と連携し対処するものとする。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時には、直ちに小金井警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑧ 加害生徒に対して、学校教育法第11条の規定に基づき懲戒が必要な場合は、適切な懲戒の方法を講ずることを検討する。なお、出席停止の措置が必要な場合は、校長の判断の下、国分寺市教育委員会に出席停止の措置を求める。

### (4) 定例会および緊急招集

- ① 定例会は、毎週月曜日2校時の運営委員会の中で実施し、各学年の実態について情報交換を行うとともに、いじめ調査に基づいた対応を協議する。
- ② 事案に応じて、緊急招集を行い、緊急対応の方針を定め実行に移す。

## 7 いじめ防止のための年間行動計画

### (1) 月別年間行動計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
校内組織	基本方針の確認 <u>いじめ防止基本 方針の内容確認 研修</u>	要配慮生徒の確 認		1学期の成果と 2学期に向けた 課題の整理 いじめ防止研修	教職員人権研修 <u>いじめ防止基本 方針を使った研 修</u>	
防止対策	いじめ防止のた めの学級決議、 心理士との面談 校長講話	人間関係構築、 ネットいじめ防 止対策（セーフ ティ教室）	授業集中月間 環境美化月間 SCによる全員 面談（1年）	弁護士によるい じめ防止授業	学期はじめの登 校指導	
早期発見	年度始実態把握 および情報交換 道徳授業地区公 開（協議会）		ふれあい月間 いじめ調査	学期末実態調査 三者面談等	実態調査に基づ いた対応の検証	学期始実態把握
対保護者	保護者会におけ る理解と啓発	ネットいじめ防 止対策啓発		三者面談等		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内組織				2学期の成果と 3学期に向けた 課題の整理	<u>いじめ防止基本 方針を使った研 修</u>	本年度の成果と 次年度に向けた 課題
防止対策	人間関係構築(合 唱コンクール)	授業集中月間 環境美化月間 いじめ防止フォ ーラム参加	地域行事におけ るいじめの取組 の発表 人権週間での講 話	職場体験、移動教 室、受験に向けた 目的意識高揚 学期はじめの登 校指導		東日本大震災 追悼「防災と命の 講話」
早期発見	生徒会によるい じめ防止のため の取り組み	ふれあい月間 いじめ調査	学期末実態調査 および対応の検 証		学期末実態調査 及び対応の検証 いじめ調査 ふれあい月間	要引き継ぎ事項 の確認、
対保護者			保護者会、実態報 告と啓発			保護者会、実態報 告と啓発

## (2) 年間を通して行動すること

- ① あいさつ運動週間は、8月を除く毎月設定します。このうち、4月、9月、3月は学区域の小学校に出向いての合同あいさつ運動（KBJ六十五あいさつ運動）とします。
- ② いじめ防止定例会は、毎週月曜日2校時の運営委員会の中で実施します。
- ③ 登校時、昼休み、清掃時における生徒の実態把握については、各学年の教師がそれぞれ分担します。
- ④ いじめに特化した教員の研修会を年3回実施します。また、学年会・教育相談部会・生活指導部会等で常時情報共有を行い、担任や学年が情報を提供しやすい場を多く設定することで、いじめ発生時の組織的対応が素早くできる校内体制にしていきます。

## 8 重大事案発生時の関係機関との連携

### (1) 国分寺市教育委員会との連携

- ① 重篤ないじめを把握した場合には、被害者の命と尊厳を守り抜くことを最優先します。そのため、学校だけで抱え込むことなく、速やかに国分寺市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受けます。
- ② いじめの加害者に対して必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為が改善されない場合、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するために、学校教育法第11条の規定に基づき、適切な懲戒の方法を講ずることを検討します。

### (2) 小金井警察署との連携

- ① 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に小金井警察署に相談し連携して対応します。
- ② 生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、躊躇せず直ちに関係機関等との連携を進めます。
- ③ 緊急時以外にも、小金井警察署スクールサポーターとの関係を構築し、相互協力できる体制を整えます。

### (3) 警視庁少年センターとの連携

- ① いじめや犯罪等の被害にあい、精神的ショックを受けている生徒のために、心理専門の職員が「秘密厳守」、「無料」で相談に応じてくれます。

※ 立川少年センター 立川市柴崎町2-14-10 (042-522-6938)